

辰野町景観審議会 令和2年度第1回 議事録

1. 開催日時 令和2年6月29日（月）午後6時30分から午後7時30分
2. 開催場所 辰野町役場 第6会議室
3. 出席者 13名（委員9名、町長、事務局職員3名）
4. 欠席委員 2名

1 開会のことば

（事務局）

本日は委員の皆様には大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。司会を辰野町建設水道課長の宮原が勤めさせていただきます。よろしく申し上げます。

ただいま、11名中9名の委員にご出席いただいています。辰野町景観条例第38条第2項の規定にある、過半数の出席を満たしていますので、ただいまから辰野町景観審議会を開会いたします。

コロナの関係でマイクをまわすのはよくないと言われていていますので、地声で申し上げます。

それでは、町長よりごあいさつを申し上げます。

2 町長あいさつ

（町長）

本日はお集まりいただき、ありがとうございます。

昨今のコロナウイルスの状況から、会議の開催も慎重な判断が求められているところですが、今回は会議内容の重要性を鑑み、対策を講じた上で開催とさせていただきます。

本日お集まりいただいた皆様の中には、景観計画策定委員会にご参加いただいていた方もいらっしゃいます。また、新たにお力をお借りいたしたく、今年度から委員をお願いした方もいらっしゃいます。皆様の学識や経験、お知恵をお借りし、辰野町の景観をよりよいものにしていきたいと考えておりますので、皆様のご支援をよろしく願いいたします。

辰野町はこれまで、辰野町らしい景観を将来へつないでいけるよう、景観計画および景観条例の策定に取り組んできており、昨年12月の議会へ景観条例を

提出し可決され、令和2年1月1日に景観行政団体へ移行し、4月1日からは景観計画の運用が始まりました。景観計画の策定にご協力くださいました皆様に対しまして、改めて感謝申し上げます。4月から、すでに十数件の届出がされており、町民の皆様や業者の皆様に制度が浸透していているな、と感じています。

この辰野町景観審議会は、組織自体は4月1日に立ち上がったのですが、町だけでは判断の難しい事例があったときに集まっていたといたくというものであり、今回がはじめての開催となります。そのため、本日は皆様の辰野町景観審議会委員へのご委嘱もさせていただきます。制度が始まってきつそくにこのような事例があり、景観という問題の難しさを実感しているところです。

また、本日、議事の中で話し合っていたくのは、大規模な太陽光発電の計画でして、さまざまなお考えがあるかと思ひます。忌憚のないご意見をいただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

3 自己紹介

(事務局)

自己紹介であります、コロナの関係もありますので、皆様には、お配りした名簿と机の席札でご確認をいただき、自己紹介にかえさせていただきますのでよろしくお願ひします。

4 委嘱書の交付

(事務局)

続いて委嘱書の交付に移らせていただきます。本来であれば町長から皆様おひとりおひとりに委嘱書をお渡しするところですが、コロナ関係の予防の一環として、お席へお配りさせていただいてありますので、ご確認をお願ひいたします。

5 正副会長の選出について

(事務局)

本日の景観審議会ですが、初めての開催で、正副会長が決まっておりません。決まるまで進行を務めさせていただきます。

初めに、辰野町景観条例第37条第1項に「審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とあります。景観審議会の正副会長の選出をお願ひしたいわけですがけれども、いかがしたらよろしいでしょうか。

(委員③)

事務局のほうで腹案があれば、出していただきたいのですが。

(事務局)

事務局の腹案があればというご提案がございましたけれども、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局)

それでは、事務局から案を申し上げます。

(事務局)

事務局の熊谷と申します。事務局案として、景観計画策定委員会で会長を務めていただいた(委員①)に会長を、同じく策定委員会で活動していただいた(委員⑩)に副会長をお願いしてはいかがかと考えています。

(事務局)

事務局案として、会長を(委員①)に、副会長を(委員⑩)にとの提案ですが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局)

ありがとうございます。それでは、辰野町景観審議会の会長を(委員①)様に、副会長を(委員⑩)様をお願いしたいと思います。

(委員①)様、(委員⑩)様には正副会長席に移動していただきたいと思えます。

【委員①、委員⑩は正副会長席へ移動】

6 正副会長あいさつ

(事務局)

それでは正副会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

(会長)

ただいま会長にご指名いただきました。皆様には大変お世話になりますが、会議が趣旨に則って適正に運用されるよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

(副会長)

大役をおおせつかったわけですが、お役に立てるかはわかりませんが精一杯務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、以降の進行につきましては会長をお願いしたいと思いますのでよろしく願いします。

7 説明事項及び報告事項

(会長)

では、私の方で議事を進めさせていただきます。

議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さんのご協力をお願いします。

また、本審議会は公開となっております。議事録については通例にならしまして発言内容を公開というような形となっておりますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

それから、審議会の内容でござひますが、これも通例にならしまして辰野町のホームページへ公開することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(会長)

異議なしということですので、そのようにさせていただきます。

それでは本日の案件について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず景観審議会の目的を説明させていただきます。町では、辰野町らしい景観を守り、育て、未来へつないでいくために「辰野町景観計画」を定めています。この辰野町らしさを更に伸ばし、町民と事業者と町が協働して我がまちに誇りを持てる美しい景観を創造するため、良好な景観の形成または保全に関する事項を調査審議していただくことを目的としています。

審議をしていただく事項は次のとおりです。勧告、公表、変更命令等に関すること。景観計画の変更に関すること。景観重要建造物等の指定・解除、原状

回復命令に関すること。良好な景観の形成または保全に関して、町長が重要と認める事項に関すること。

この辰野町景観審議会ですが、辰野町景観条例の制定によって4月1日に設置された有識者の会議です。任期は2年お願いしたいと思います。

お手元の資料はおそろいでしょうか。では景観の届出制度について説明させていただきます。

4月1日から、町の景観条例に基づく届出の制度がはじまりました。それまでは県の景観条例に基づき県が許可を出していたのですが、町が許可を出すことになり、基準も変わりました。

景観計画は、町の中を景観の特徴ごと地区区分というものに分け、それぞれの地区区分ごとに守っていく景観の基準を定めています。また、届出が必要な行為の基準を決めています。

届出の流れですが、景観法16条に基づく行為の届出は着手の30日前までに提出しなければならず、30日経過するか、審査の許可書が発行されると着手ができます。これについて、審査の結果許可しないとすることはできず、景観上問題がある場合には、景観に配慮するよう計画の変更をお願いしていくことになります。これに従わないときの罰則の規程もありますが、全国的に見ても罰則になる事例はほとんどないので、基本的にはお願いという形になります。また、30日の期間を最大90日にまで延長できるのですが、これは審査に時間がかかる正当な理由がなければできません。

また、建物や工作物で面積が1,500㎡以上のものは大規模行為といいます。大規模行為は着手予定の60日前までに事前協議をすることとされています。大規模行為の事前協議に対しても、景観への配慮を町から申請者へお願いすることができます。事前協議書が出された後、実際の届出書の提出となります。つまり大規模行為は2段階で書類が出てくることになります。

この届出に対する景観審議会の役割についてです。先ほど、着手30日前の景観の届出が出てきたときと60日前の大規模行為事前協議が出てきたときに町からお願いを出せると説明しましたが、このお願いを出すときに景観審議会の皆様に集まっていただき、意見をいただくということになります。近隣市町村に聞くと、審議会を開くかどうかの基準のひとつに大規模行為かということがあります。大規模行為であれば必ず開催するわけではなく、判断が難しいときに集まっていただくことになります。ですので、工場などの大きな建物、なんらかの施設の広大な開発、それらのなかでも景観への影響が心配される案件のときに、お集まりいただくことになるかと思います。

ご注意くださいのが、景観審議会として出す意見は、景観上のものに限られるという点です。工事にあたってほかの法令や届出にかかわるものもある

かと思いますが、それらは扱う対象から外れます。ただし、そういったご意見も参考にさせていただきます。

ここまででご質問ありますでしょうか。

【質問なし】

【提出された届出の具体的な内容の説明】

(個人情報および特定の者の利害に関わる内容が含まれるため非公開)

(事務局)

報告事項としまして、現在の届出状況を説明させていただきます。4月から現在までに17件の届出がありました。うち、住宅の新築が11件で最多となっています。そのほか、倉庫や工場というのもありますし、大規模行為にまでならない規模の太陽光が3件、壁の塗り替えが1件出てきています。

(会長)

それでは、以上で会議事項を終わらせていただきます。ありがとうございました。

8 閉会

(事務局)

事前協議ということで、案件が出てきましたら今後もお集まりいただくことになるかと思えます。回数も増えていくかと思えますので、開催時間等も調整していきたいと思えます。

なにかご不明な点がございましたら事務局までご連絡いただきたいと思います。以上です。